

アヴァンティみなみ イタリア語で《お入りなさい》。地元地域に愛される公益社団法人岐阜南法人会は、皆様の近くにおいて共に歩み続けます。

# A v a n t i

みなみ

- 岐阜南税務署 署長  
着任あいさつ
- 岐阜南税務署  
幹部定期人事異動
- ほっとインタビュー

岐阜南法人会  
ホームページ



公益社団法人 岐阜南法人会

2024  
秋号  
VOL.38





徳山湖 揖斐川町  
 揖斐川町にある「徳山ダム」が作り出した人口湖「徳山湖」に架かる「五平能舞橋（ごへいのうまいはし）」からの星空です。徳山湖は青く澄んだ水が美しく四季折々の景色が楽しめ、夜は光害なく満天の星空を楽しめます。

ダム周辺には数多くの橋やトンネルがあります。不思議な変わった名称が多いのは旧徳山村の地名や風土を参考にしているからだそうです。

「五平能舞橋」の名は、徳山城の城主徳山五平が橋の架かる白谷を渡り、つま坂峠を越えて根尾村に通い能芸能を楽しんだことにちなみ名付けられました。

白谷は根尾村との交流の玄関口として、多くの村人の往来があったそうです。

株式会社アサノ  
代表取締役 浅野康昌

## Contents

着任のあいさつ	岐阜南税務署長 平井 規之 氏	1
副署長のあいさつ 岐阜南税務署幹部定期人事異動		2
岐阜県からのお知らせ		3
ほっとインタビュー	岐阜南税務署長 平井 規之 氏	4・5
税務トピックス		6・7
本会・支部・連合会ニュース		8~13
青年部会		14~16
女性部会		17~19
税理士コーナー	名古屋税理士会 岐阜南支部 税理士 堀部 綾子 氏	20
税制改正に関するアンケート結果		21~23
新会員紹介・事務局だより		24
編集後記		25

# 着任の

# あいさつ



岐阜南税務署長  
**平井 規之**  
HIRAI MOTOYUKI

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

会員の皆様には、日頃から会活動を通じまして税務行政に対し深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局査察部資料情報課長から岐阜南税務署長を拝命いたしました平井でございます。竹内前署長同様よろしくお願い申し上げます。

私は、岐阜南税務署での勤務は初めてとなりますが、岐阜北税務署での勤務経験が1度あり、再び岐阜の地にご縁をいただけたことを大変光栄に感じております。

岐阜南税務署管内には、岐阜県庁をはじめ関連行政機関が多く存在し、岐阜県の行政の中心となっており、新幹線、東海道本線、名鉄名古屋本線、名神高速道路及び主要国道など岐阜県のなかでも主要交通機関が集中し物流産業も盛んであるとともに、各務原市には、科学技術の研究開発拠点「テクノプラザ」や多くの工業団地が集積しているなど航空機・自動車関連産業が盛んな地域であると認識しています。また、これらの商工業・物流・情報の拠点として活気にあふれている地域ではありますが、歴史や自然も感じられるバランスの良い地域だと感じています。

さて、貴会におかれましては、その創設以来、よき経営者を目指すものの団体として、たゆむことなく組織の拡大と強化に努められ、法人会の基本理念に基づき、本会はもとより、各支部、各部会が一体となって、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を推進するため、「租税教室」の実施及び小学生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」など、税に関する様々な啓蒙活動に積極的に取り組んでいただくとともに、地域に根ざした社会貢献活動を展開され、公益社団法人として地域社会の発展にも多大な貢献をされていると

伺っております。

これもひとえに、中村源次郎会長をはじめ役員並びに会員の皆様の献身的なご努力、ご尽力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。

私どもは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスや申告等の効率的・効果的な処理、簡易な誤りの自発的見直しを促す行政指導を通じた「適正な申告等の確保」と調査・徴収を通じた「不適正な申告等の是正」を車の両輪として推進することが重要であると考え、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

近年、税務を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広がっています。国税庁においては、令和3年6月に「税務行政のデジタルトランスフォーメーションー税務行政2.0ー」が公表されたことによりデジタル化への見取り図が示され、さらに令和5年6月には「税務行政の将来像2023」として改定されました。税務においてデジタルの活用が広まることは、納税者の皆様にとって、税務手続の簡便化だけではなく、単純な誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という国税庁が示した将来像に向けて、事業者からe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携の自動入力の対象となるなど、e-Taxやキャッシュレス納付等の利便性はますます向上していますので、広く御利用いただけるよう、引き続き皆様のお力添えをお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人岐阜南法人会の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 世紀を越えて

## 自然の恵みを

## あなたのチカラに

原点は、ミツバチでした。  
 1907年の創業以来我々は、ミツバチを通じて  
 自然と人間社会の調和について真摯に考え、  
 実に多くのことを学んでまいりました。  
 その叡智のすべてを  
 人々の健康と真の豊かさの実現のために  
 そそいでまいりました。  
 健康補助食品のトップメーカーとしての  
 大きな華を咲かせようとしています。  
 食品医薬品化粧品総合メーカーとして、  
 より大きな夢に向かって  
 チャレンジしてまいります。

蜂産品  
健康補助食品・医薬品の  
総合メーカー



# API株式会社

代表取締役社長 野々垣 孝彦

本社/〒500-8558 岐阜県岐阜市加納桜田町1-1 TEL.058-271-3838  
 本社第二ビル/〒500-8463 岐阜県岐阜市加納新本町4-23 TEL.058-271-3838  
 東京支店/〒103-0023 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 MFPR日本橋本町ビル5階 TEL.03-3662-3878  
 長良川リサーチセンター/〒502-0071 岐阜県岐阜市長良692-3 TEL.058-232-0838  
 API クオリティ&ロジスティクス センター/〒501-0474 岐阜県本巣市国領200 TEL.058-320-2308  
 ミズホ先端技術センター/〒501-0221 岐阜県瑞穂市只越1068-5 TEL.058-325-1038  
 工場【本巣・池田・揖斐川・ネクストステージ・池田医薬品・池田バイオ医薬品・本荘・本巣医薬品】



岐阜南税務署 副署長  
**大木 稔**  
OOKI MINORU

公益社団法人岐阜南法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局課税第二部法人課税課課長補佐から岐阜南税務署副署長を拝命しました大木でございます。前任の梅原同様よろしく願いいたします。

私は、名古屋国税局管内の勤務は初めてとなりまして、現在、東海地方及び岐阜県の地域を勉強中でございます。岐阜県は歴史があるとともに、長良川など自然も豊かな地域と認識しているところでありまして、織田信長公が名付けたこの「岐阜」で勤務できることを大変光栄に存じております。

岐阜南法人会におかれましては、児童生徒に対する租税教室、税に関する絵はがきコンクール、社会貢献活動の「親子劇場」及び各支部においての各種

研修会や講演会など、公益性の高い活動に活発に取り組まれ、地域社会の発展にご貢献されていると伺っており、心から敬意を表す次第であります。

今年は、支部再編にも取り組まれると伺い、岐阜南法人会の皆様の組織課題への対応力には我々も見習うところであり、微力ではありますが、魅力ある岐阜南法人会が継続されるよう皆様と一緒に連携・協力を図り、柔軟に対応していく所存です。

今後とも、魅力ある会活動を通じて、企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献されることを期待申し上げますとともに、税務行政に対しまして、より一層のご支援賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人岐阜南法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

新官職	氏名	前官職
署長	平井 規之	名古屋国税局 査察部 資料情報課 課長
筆頭副署長	山内留美子	名古屋国税局 総務部 企画課 課長補佐
副署長	大木 稔	東京国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
筆頭特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	石上 由毅 (留任)	
特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	竹内 友信 (留任)	
特別国税調査官(法人調査(法人税等)担当)	北村 直人 (留任)	
法人課税第一部門 統括国税調査官	三園麻実子	名古屋国税局 調査部 調査第九部門 主査
法人課税第二部門 統括国税調査官	園原 好貴 (留任)	
法人課税第三部門 統括国税調査官	山口 明久	半田税務署 法人課税第六部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	墨 容子	名古屋国税局 課税第二部 法人課税課 審査指導第二係 係長
法人課税第五部門 統括国税調査官	中川 貴史 (留任)	
法人課税部門 連絡調整官	篠田麻由美	大垣税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官



法人課税第一部門  
統括国税調査官  
三園 麻実子

岐阜県からのお知らせ

共通納税なら

## 電子申告連動で簡単・便利

**STEP1** 納付したい申告データを選んで「納付情報発行依頼」を送信

**STEP2** 発行された納付情報をチェック

**STEP3** 支払い方法を選んで納付

みなし・見込納付や更正・決定にかかる納付も、納付情報を手入力することにより電子納税が可能です。  
詳しくは eLTax の HP をご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/nouhu/)

### 共通納税の3つのメリット

複数の都道府県へ一括納付	自宅やオフィスでお手続き	選べる支払い方法
自治体ごとの納付書 作成不要	平日 8:30~24:00 いつでも手続き OK※ <small>(※)12/29~1/3 除く。土日祝日の利用時間は eLTax の HP をご確認ください。</small>	4つの方法から選べます ・ダイレクト納付(口座振替) ・クレジットカード ・インターネットバンキング ・ATM

法人二税の納付には、ぜひ**共通納税**をご利用ください！

よくあるご質問

Q 納付手続きは代理人(税理士)でもできますか？

ダイレクト納付であれば、代理人の方でも納税のお手続きが可能です。  
(※予め納税代理権限の承認と、事前の口座登録が必要となります。)

Q 関与先の法人がクレジットカード納付をしたいそうなのですが…

法人と eLTax の ID・暗証番号を共有することで、法人側で電子納税のお手続きができます。\*クレジットカード納付には別途手数料がかかります

詳しくは eLTax のホームページをご覧ください。  
https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/



岐阜県



# ほっとインタビュー HOT

Interview



## 岐阜南税務署長 平井 規之 氏 (ひらい もとゆき)

聞き手 伴 幸洋・岩井康志・尾藤大高



### Q:経歴についてお聞かせください

〈平井署長〉

出身は名古屋市の南に位置する愛知県豊明市で、今も豊明市から通勤しています。

この7月まで、名古屋国税局の査察部で2年間、課長をしていました。昭和の終わり、昭和63年に採用されてから、早いものであったという間に35年が経ってしまいました。

その間でもっとも長い経歴は査察部で、出入りを何度も繰り返しながら、通算すると15年も勤務することになりました。

税務署の勤務としては、岐阜県では岐阜北署と今回の異動で初勤務となる岐阜南署、愛知県では刈谷署と名古屋市の中川署、静岡県では下田署、三重県では伊勢署に勤務しました。署の勤務地は実はこれですべてなのですが、採用時の目標の一つであった名古屋局管内の4県勤務を制覇できたことで、なぜか不思議と達成感があります。

下田と伊勢では単身赴任を経験しました。当時は、まだ子育て中で家族を残しての単身赴任は決して好きとは言えませんでした。今になって振り返ってみると、都会とは違った地方の文化、自然や歴史に触れる機会が持てたことや、地方の方(関係民間団体の皆さん)と交流できたことは私の財産になっていますし、本当に感謝しています。



### Q:好きな言葉(座右の銘等)やお仕事における モットーについてお尋ねします

〈平井署長〉

職員に対しては、いつも「明るく楽しく仕事をしよう」をモットーに、そして明るく楽しく仕事をするためには、「(若い職員が多いこともあって)コミュニケーションの大切さ」「チームワークの大切さ」「目標を持って取り組むことの大切さ」を話しています。

最近ではコミュニケーションが苦手という声も耳にしますが、職員一人一人がいつもよりも少しでも積極的にコミュニケーションをとることができれば、その先にチームワークが生まれ、そして目標を持ったチームはさらに大きく成長できると伝えています。

当署の職員がワンチームとなって信頼される税務行政ができるよう努力していきます。

### Q:休日のお過ごし方、ご趣味などについてお尋ねします

〈平井署長〉

趣味は街歩きで、特に歴史的な街並みを巡るのが好きです。新しい場所を訪れて、その土地の文化や歴史に触れることが大好きです。週末にはよく地元の町や少し離れた地域を散策し、美しい景色や隠れた名所を見つけるのが楽しみです。縁があって岐阜南署に勤務することになりましたので、これからは岐阜南署の管内を、歴史を感じながら、まずは中山道から歩いてみようと思っています。中山道の曲がり角にある道標を見つけるのが楽しみです。また、街歩きは、日々の忙しさから解放されて、リフレッシュにもなっています。

早速ですが、先週末はかなり暑かったのですが夕方になるのを待って、「犬山城から鶯沼宿」まで少し歩いてきました。また、署からの帰り道でも、ときどき加納宿を通過して遠回りして帰ること(名鉄

加納駅・茶所駅まで)もあります。一日「8000歩」歩きたいなと思っています。

また、青春18きっぷやJRの企画切符を使って幼馴染と一緒に日帰りの「ぶらり旅」をすることも好きです。「予算は一日一万円」と「目的地」だけを決めておき、その他は計画を立てずにその日の気分で旅するのが楽しいですね。車や特急列車を(なるべく)使わずに、始発電車に乗って電車と路線バスだけで旅する、電車に乗っている時間も楽しいですね。遠くは、岩国や金毘羅山、姫路城などに行きました。最近では、甲府城・長野善光寺・諏訪大社・熊野本宮大社などにも行きました。

何も計画しないで行く「ぶらり旅」なので、毎回思わぬ発見や地元の人との出会いもあり、これも楽しみの一つになっています。

また、ぶらり旅に併せて御朱印も集めています。最近ではお昼休みに署のお隣の加納天満宮で金色の御朱印をいただき大切にしています。

### Q:岐阜の印象についてお聞かせください

〈平井署長〉

岐阜南署の管内の3市2町は、どこも交通の便が良く、自然や歴史、文化が豊かで住みやすい場所ですね。また、住宅地が多く静かで落ち着いた雰囲気のところが多いですね。おいしいお米や野菜が採れる地域もありますし、一方で岐阜県のモノづくりを代表する地域もありますし、それぞれが独自の魅力をもっていて、バランスの取れた住みやすい地域のイメージを持っています。

### Q:岐阜南税務署として本年度特に力を入れる点などがあればお聞かせください

〈平井署長〉

納税者の皆様との関係においては、まず「キャッシュレス納付の利用拡大」と「e-Taxの普及促進」を推し進めていきます。当署としても積極的に利用勧奨に取り組んでいきますので、今後、ますます便利になります「キャッシュレス納付」や「e-Tax」を是非、ご利用いただきたいと思います。

また、税務手続きのデジタル化と併せて、事業者の方々が日々行う事務処理もデジタル化することにより、事務処理の一貫したデータ処理が可能となりますので、「事業者のデジタル化促進」に向けた周知・広報にも取り組んで参ります。

### Q:今後の岐阜南法人会の活動に期待することや ご意見をお聞かせください

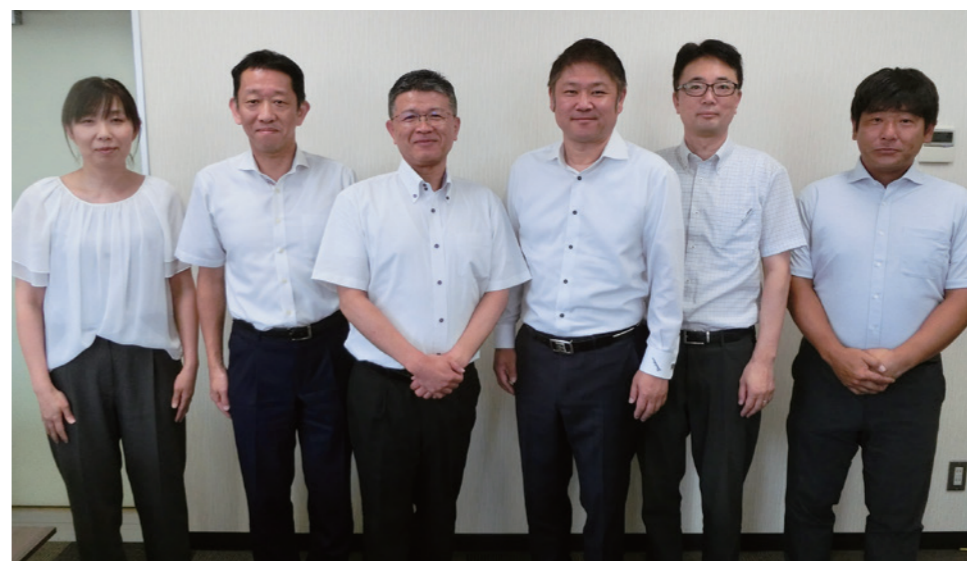
〈平井署長〉

竹内前署長から、岐阜南法人会の皆様方には租税教室の講師派遣や税に関する絵はがきコンクールなど、税知識の普及活動に加え、地域の社会貢献活動にも積極的に取り組んでいただいていると聞いており、大変心強く感じています。中村源次郎会長をはじめ、役員・会員の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げます。

また先日、中村会長から羽島市で今月開催されます「親子劇場」へのご招待を受けましたので、実はとても楽しみにしているところです。

引き続き、岐阜南法人会の皆様方と意思疎通を図り、信頼・協調関係を築いていきたいと考えています。当署としましても、会活動と一緒に取り組んでいきますのでよろしく願います。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。





令和6年4月から  
国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)がますます便利になります!

申告データ送込に合わせて、口座引落としによる納付をあらかじめ設定することができるようになります。

国税の納付手続はこちらから

令和5年4月から  
地方税のお支払いが簡単・便利になりました!

納付書に「eマーク」があれば、地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリが利用できます。  
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続はこちらから

使ってみると便利です!  
キャッシュレス納付!

キャッシュレス納付の3つのメリット!

- 自宅やオフィスから納付可能!
- PCやスマホで簡単手続き!
- 現金の準備が不要!

おすすめ!

ダイレクト納付	インターネットバンキングによる納付
<p><b>納付方法</b></p> <p>e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法です。</p> <p><b>こんな方にオススメ!</b></p> <p>源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方</p>	<p><b>納付方法</b></p> <p>インターネットバンキング口座から納付する方法です。</p> <p><b>こんな方にオススメ!</b></p> <p>普段からインターネットバンキングにより決済する機会が多い方</p>
振替納税(口座振替)	クレジットカード・スマホアプリ納付
<p><b>納付方法</b></p> <p>事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落としにより納付する方法です。</p> <p><b>こんな方にオススメ!</b></p> <p>所得税や消費税、固定資産税などを毎年納めている方、毎回の納付手続を省略したい方</p>	<p><b>納付方法</b></p> <p>専用サイトにアクセスし、クレジットカードやスマホ決済アプリ(Pay払い)により納付する方法です。</p> <p><b>こんな方にオススメ!</b></p> <p>時間を気にせず納付したい方</p>

令和6年4月から  
源泉所得税の納付にも、おすすめ!!

# 自動ダイレクト

が始まります!

**自動ダイレクトとは**

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

**利用可能な方**

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

**利用条件**

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

**利用可能額**

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。  
※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。

### キャッシュレス納付の一覧表

国 税	キャッシュレス納付の種類	対象税目 <sup>※1</sup>	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	<p>届出が完了した方のみ利用可能</p>
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	
地方 税	スマホ決済アプリ	eマークの付いた納付書がある税目 例: 固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)、その他税目 <sup>※2</sup>	地方税お支払いサイト
	eLTAX ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人道府県民税</li> <li>法人事業税</li> <li>特別法人事業税(地方法人特別)</li> <li>法人市町村民税</li> <li>事業所税</li> <li>個人住民税(特別徴収分・通帳所得に係る納入申告)</li> <li>都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)</li> </ul> <p>※3 地方たばこ税 入湯税 ゴルフ場利用税 宿泊税</p>	eLTAX地方税ポータルシステム

### よくあるご質問 Q&A

国 税	質問	回答
国 税	Q1 ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか?	A1 e-Taxの利用開始届出書のほか、ダイレクト納付利用届出書を提出してください。
	Q2 ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか?	A2 ダイレクト納付利用届出書を審査して提出した場合は1か月程度で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は1週間程度で利用可能となります。
	Q3 ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。	A3 毎月納付する源泉所得税をはじめ、申告所得税や法人税など幅広い税目で見られます。
	Q4 ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか?	A4 手数料を支払う必要はありません。
地方 税	Q1 どのような支払方法が利用できますか?	A1 地方税お支払いサイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払いも利用できます。
	Q2 支払を始めるには何を準備すればいいですか?	A2 お手元に「eマーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払いサイトにアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を画面読み取ってお支払いください。 ※ 「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
	Q3 いつ利用できますか?	A3 地方税お支払いサイトは、24時間365日利用できます。 ※利用時間帯によっては、遅延しない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムのメンテナンス期間を除きます。)
	Q4 地方税お支払いサイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか?	A4 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。 ※システム利用料は、地方税お支払いサイトの収入内にも含まれていません。





## 本会 ◆ ニュース

### ● 総務委員会

#### (一社) 岐阜県法人会連合会 第2回理事会・第12回定時総会

令和6年6月10日(月)岐阜グランドホテルに於いて、(一社)岐阜県法人会連合会の第2回理事会及び第12回定時総会が開催されました。

理事会においては、委員会委員補充選任(案)が審議の上承認されました。

続いて開催された定時総会では、令和5年度決算報告が審議の上承認されました。報告事項では令和5年度事業報告、令和6年度事業計画と予算が県法連事務局より報告されました。

議事終了後、令和6年春の叙勲「旭日双光章」の披露と、法人会活動への功労者表彰が行われました。



名古屋国税局課税第二部長 河之口幹夫氏

当法人会から次の皆様が披露・表彰されました。  
最後に来賓の名古屋国税局課税第二部長河之口幹夫氏よりご祝辞をいただき閉会となりました。

#### 春の叙勲「旭日双光章」



中村 源次郎 氏

#### 全国法人会総連合会会長表彰



田中 省司 氏



稲垣 康雄 氏

#### 岐阜県法人会連合会会長表彰



北村 友一 氏



戸野部 宏昌 氏



石川 一博 氏

#### 岐阜南税務署定期人事異動に 合わせ表敬訪問



令和6年7月23日(火)岐阜南税務署の新幹部への表敬訪問を行いました。7月の定期人事異動により、平井規之署長・山内留美子筆頭副署長・大木稔副署長・松本英明総務課長・三園麻実子法人第一統括官が新たに着任されました。

本会からは、中村源次郎会長をはじめ山口嘉彦副会長・柳原幸一副会長・神谷悟副会長・浅野順子副会長・堀江大典副会長・伴幸洋青年部会長・浅野直子女性部会長、加藤隆雄専務理事の9名が挨拶に伺いました。

平井署長から、日頃から納税意識の高揚など税務行政に多大なご協力をいただいております。引き続きご当局のサポートをお願いいたします」と挨拶しました。役員から、所掌する事業や今後の行事予定の話題が出るなど、和やかな雰囲気の中意見交換が行われ、訪問を終えました。

中村会長からは、「日頃から当法人会の活動に対してご支援をいただき感謝申し上げます。会員数の減少が続いており、会員増強活動に力を注いでおります。引き続きご当局のサポートをお願いいたします」と挨拶しました。役員から、所掌する事業や今後の行事予定の話題が出るなど、和やかな雰囲気の中意見交換が行われ、訪問を終えました。



#### 新設法人説明会

令和6年6月7日(金)岐阜南税務署と当法人会の共同開催による「新設法人説明会」が、岐阜南税務署に於いて開催されました。参加者数は11名でした。税務署からは、三品和彦上席国税調査官、法人会からは田島禎行組織委員長と谷口広樹組織副委員長が説明会の運営に当たりました。



はじめに全法連作成のDVD「経営に差がつく!知って得する『税』のお話」を視聴した後、三品調査官から①法人設立時の各種の届出書類をはじめ会計帳簿等の作成や税務上費用の取扱い②消費税のしくみ・インボイス制度③源泉徴収制度・印紙税など、盛りだくさんの説明がありました。

最後に、谷口組織副委員長から法人会はどのような団体か、法人会活動の状況、入会してからの自分の経験談を基に、加入してよかった点等の説明を行いました。

昨年に比べ、参加者が減少となりましたが、興味深く説明を聞いていただいたので、今後の新規加入を期待するところです。

#### 岐阜南税務連絡協議会 定期総会



令和6年6月5日(水)岐阜南税務連絡協議会定期総会が岐阜南税務署会議室に於いて開催されました。議事として、令和5年度事業報告及び収支決算報告、令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)、役員選任(案)が審議され、いずれも全会一致で承認されました。

来賓祝辞で、岐阜南税務署の竹内俊一署長から、友誼団体として日頃から税務行政に協力をいただいていることへの感謝と今後も協調と協力体制を一層深めて行きたいと挨拶がありました。

最後に税務署担当官より消費税のインボイス制度相談会の案内及び、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」についての説明がありました。

会議終了後に懇談会が開催され、当協議会6団体の役員と税務署からも竹内署長ほか幹部の方も出席され、懇親が更に深まりました。



## 支部 ニュース

### 長森南小学校 子どもフェスティバル ● 長森支部



令和6年6月2日(日)岐阜市立長森南小学校に於いて、長森南小学校子どもフェスティバルが開催され、長森支部もブースを出展しました。長森支部が参加して18回目になる恒例のイベントで、「税の啓蒙を目的とした社会貢献事業」を行いました。平成7年から女性部会が行っていた事業を平成17年に長森支部が引き継ぎ、岐阜南法人会としては29年の長きにわたる継続事業となっています。

長森南小学校の児童の皆さん656人に「税金クイズ」と「税の標語」に挑戦してもらいました。

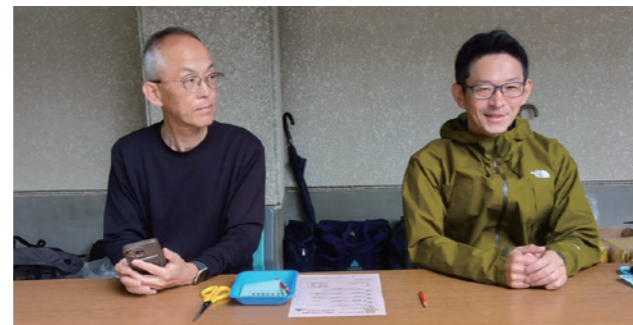


低学年・中学年・高学年用に作られた税金クイズは、クイズの答えと税の標語を家族の方と一緒に考えてもらうため、事前に学校を通じ児童の皆さんの手元に届けておきました。

当日は、児童が持参してきた解答をていねいに支部会員が解説しながら採点をおこない、参加賞として「エコバッグ」を手渡しました。エコバッグは5色あり、何色を受け取るか考えこむ児童もたくさんいました。

本年も、長森南中学校から4名の生徒さんがボランティアとして参加があり、例年以上に活気があり、盛会のうちに終了できました。

税金クイズと同時に募集した「税の標語」は227点の応募がありました。この中から、支部会員が優秀作品を合計24点選考し、7月16日に校長室で表彰式を行いました。税の標語募集は、今年で14回目になりますが、年を追うごとに優秀な作品が多くなっておりうれしい限りです。



8月1日鶺・日置江支部合同会議



### 報告会 ● 笠松支部

令和6年7月25日(木)笠松町商工会館会議室に於いて、笠松支部報告会を開催しました。

議事としては、令和5年度事業報告及び収支決算報告の承認、令和6年度事業計画案、役員の補充選任案が承認されました。

令和6年度の事業計画では、テーマ「インボイス・定額減税」の税務研修、SNSを活用したDXセミナー、災害等の対応として事業継続力(BCP)セミナーなど様々な題材による研修・セミナーを商工会と共催して実施していくことが確認されました。

### 支部役員合同会議 ●



令和6年10月1日から施行される支部再編成「41支部から25支部へ」に向けて、各支部は合同支部会議を開催しました。

支部会議では、新支部名を決定したり、新支部長ほか支部役員を選出するなど、各支部とも10月1日にスタートする新たな支部活動の土台作りがされました。

各支部の会議の開催状況は次のとおりです。

(開催日)	(支部会議)
令和6年7月11日	鶺沼第二・陵南
令和6年7月12日	鶺沼第一・鶺沼第三
令和6年7月18日	各務
令和6年7月23日	岐南町西・岐南町北・岐南町東
令和6年7月26日	六条第二・六条第三
令和6年8月1日	鶺・日置江
令和6年8月19日	厚見第一・厚見第二

### みさと夏祭り

#### ● 六条第一・六条第二 ● 六条第三・三里支部



令和6年8月4日(日)六条第一・六条第二・六条第三・三里支部の4支部合同で、みさと夏祭りに「税金クイズ」で参加しました。主催は三里学区の自治会やPTAで、三里小学校の校庭で行なわれる夏恒例の行事です。岐阜南法人会は例年とおりに法人会ブースで税金クイズとフランクフルトの販売を行いました。

夕方5時に夏祭りはスタートしましたが、今年はスタートして間もなく激しい夕立があり、雨でびしょ濡れになりました。夕立は20分程であがり天気も回復し再スタート、会場に来ていた皆さんも仕切り直しとなりました。

税金クイズは5種類のクイズの中から抽選方式で選んで答えてもらいます。解答は○×の二者択一です。正解・不正解関係なく、クイズ参加者には100円でフランクフルトを購入してもらいます。

税金クイズの後、フランクフルト食べる満足げなご家族が多く見られ、汗をかきながらフランクフルトを焼いた支部会員を和ませました。

用意したフランクフルト600本は、2時間ほどで完売し模擬店を終了しました。





## 連合会 ニュース

### 報告会 ● 各務原支部連合会



令和6年6月18日(火)各務原支部連合会は、各務原商工会議所3階会議室に於いて、各支部長が出席し報告会を開催しました。

議事内容は、令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)について報告が行われました。

本会からは、神谷副会長(組織担当)、田島組織委員長、加藤専務理事が出席し、10月1日施行される支部組織の再編成について、今後の動きなどの説明がありました。

会議終了後、協力保険会社の推進員も加わり会員交流懇談会が開催され、会員増強等の支部間交流がされました。

### 報告会及び税務連絡会

#### ● 羽島市連合会



令和6年7月29日(月)西松亭(羽島市)に於いて、令和6年度羽島市連合会幹事報告会及び税務連絡会が開催されました。

報告会では、令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)の報告が行われました。

本会より加藤隆雄専務理事の出席があり、支部別加入状況の報告のほか、10月1日から施行される支部再編成についても説明がありました。

また、大同生命保険(株)岐阜支社からは4名の推進員が出席され、会員に対する福利厚生制度についてお話をいただきました。

その後の税務連絡会(懇談会)では、支部役員各自がお互いの持つ情報を交換し合ったりするなど、懇親を深めることができました。

## 時代を駆ける使命、すべてはお客様のために。

時代の流れを見つめながら、私どもは今日まで培ってきたノウハウとネットワークに新しい感性を加え、常に一步先を駆ける視野を持ち続けます。どんなに時代が変わろうと、すべてがお客様のために。ハートランスの原動力がここにあります。



### ハートランス株式会社

本社 / 〒501-6134 岐阜市大脇2丁目33番地  
TEL.058-377-5000(代) URL <https://www.heartrans.com>

拠点 / 東京・久喜・野田・名古屋・稲沢・知多・可児・各務原・大阪・尼崎・岡山

総合物流サービス ● 新聞配送 ● 折込配送 ● 近郊配送 ● 中長距離輸送 ● 建設業・店舗什器施工業 ● 倉庫保管業

公益社団法人岐阜南法人会 文化講演会

## 将棋棋士 杉本昌隆氏

講演テーマ

# “師匠が語る、藤井聡太という才能”

### 講師プロフィール

1968年11月生まれ 愛知県名古屋出身  
1980年6級で(故)板谷進九段門下  
1990年10月1日四段 2019年2月22日八段  
2002年5月、第20回朝日オープン将棋選手権準優勝。  
2008年「NHK将棋講座」の講師を務める。聞き手の室田伊緒女流三段は弟子であり、師弟での将棋講座が話題となる。  
2019年3月、第77期C級1組順位戦で9勝1敗の好成績でB級2組へ復帰昇級。史上4位となる50歳での昇級を果たす。Cクラスからの復帰昇級者は平成以降初で30年ぶり。「中年の星」と称される。  
2020年6月 竜王戦ランキング戦3組決勝にて藤井七段(当時)と二度目の対戦。決勝戦での師弟対決が大きな話題になった。  
2022年 公式戦通算600勝達成、棋界57人目となる「将棋栄誉賞」受賞  
過去の著書は20冊以上。現在、朝日新聞、週刊文春、中日こどもウィークリーにてコラムを連載中。  
トーナメントプロであると同時に執筆活動、テレビ出演、講演等もこなす。

**入場無料**  
定員600名

2024年11月28日(木) じゅうろくプラザ

18:30開始 (18:00開場)

岐阜市橋本町1丁目10-11 TEL. 058-262-0150

申込方法

右の申込用QRコードから入力フォームにアクセスいただき、必要事項をご入力の上送信ください。先着順での受付となります。満席となった時点で受付を終了させていただく場合がございます。なお、未就学児の方の参加はご遠慮ください。  
受付期間：9月18日(水)～11月20日(水) / 岐阜南法人会より順次「参加のご案内」をメールでお送りします。

「参加のご案内」メールに、整理番号をご案内します。ご入場時に、受付にメールの受信画面をご提示ください。



申込はこちら

主催：公益社団法人 岐阜南法人会  
TEL.058-272-2230  
(電話応接：平日10:00～16:00)

個人情報の取り扱いについて

●個人情報は当会にて厳重に管理し、本人の許可なく第三者に提供致しません。  
●本事業に参加した方を撮影した写真・映像を当会の事業告知、事業報告、配布物等に使用させて頂く場合があります。  
●参加申込をもって上記の取り扱いについて承諾いただいたものとして対応させて頂きます。



# Y

## Youth Sectional Meeting

### 青年部会

#### 租税教育〈厚見小学校〉



令和6年5月14日(火)岐阜市立厚見小学校に於いて、6年生3クラス(96名)の児童を対象に租税教育を実施しました。租税教育では、「税金って何だろう?」、「税金って何で必要なの?」をテーマに、「税金=社会を支える会費」というメッセージを伝えるために、厚見小学校の児童を相手に税に関する出前授業を行いました。



始めは各クラスに数人いた「税金は払いたくない」という児童たちが、授業時間の終わりには「税金はきちんと払った方が良い」という考えに変わる瞬間を目撃することができ、事前リハーサルを行って臨んだ初参加の青年部会員にとっても、「やりがい」を感じることのできる事業でありました。

#### 租税教育〈尾崎小学校〉



令和6年6月26日(水)各務原市立尾崎小学校に於いて、6年生1クラス(33名)の児童を対象に租税教育とキャリア教育を実施しました。

尾崎小学校では5時間目の租税教育に加え、6時間目の45分を使ってキャリア教育を実施しました。キャリア教育では、企業経営者、会社のリーダーである青年部会員5名が、それぞれの立場や経験から「働くことの大切さ」、「将来なりたい職業を今から考えること」について、司会役との一問一答形式で行いました。自分たちの子供より年下の児童を相手に、まるで自分の子供に接するかのような熱いアドバイスを語る授業となりました。

聞いておられた先生方からも、「児童たちにとっても良い刺激となった」「私たち先生にも気づきがあった」など高い評価と感謝の言葉をいただくことができました。

租税教育と合わせてとても「やりがい」のある事業だと思いますので、まだ参加したことが無い青年部会員には是非体験していただきたい青年部会事業のひとつになっています。

#### 租税教育〈川島小学校〉

令和6年6月19日(水)各務原市立川島小学校に於いて、6年生4クラス(129名)の児童を対象に租税教育を実施しました。川島小学校は青年部会として初めて租税教育を行う小学校である上に4クラスの授業を同時に行うため、いつも以上に多くの青年部会員参加者が必要となり、準備する側としては大変気を遣う授業となりました。

当日は、平日の午前中にも関わらず15名の青年部会員に参加いただき、大きなトラブルもなく無事に租税教育を終えることができました。日頃から事業に参加いただいている青年部会員の皆さまに感謝申し上げます。



#### 会員交流事業



8月2日(金)3日(土)の2日間、会員交流事業として20名(事務局2名を含む)が参加し、静岡県浜松市にある常盤工業株式会社とヤマハ株式会社の企業ミュージアム「イノベーションロード」への視察研修を行いました。視察研修は「健康経営」をテーマに実施いたしました。

1日目は、常盤工業株式会社へ訪問いたしました。建築物や土木インフラ、住宅の建設を一貫して手掛けるゼネコンであり、SDGs取組として新社屋をモデルケースとした環境配慮型の建築物の普及に努めるなど、地域の方を含め多くの方が見学に訪れています。

訪問してまず驚いたのは、建物内の涼しさです。酷暑の中での訪問でしたが、エアコンを使わず、地下水を活用して建物内を冷やす工夫がされていました。環境に優しく、社員も働きやすい職場となっていました。社員の方も働く環境としての満足度はかなり高いとのこと。同社のビジョン「地域に愛され 社員が誇れる会社を目指す」のとおり、一般の方も気軽に訪れる企業ということだけでなく、社員の意見を積極的に取り入れる活動や、体の健康だけでなくお金の面での健康を目指したマネーセミナーの開催、充実した福利厚生制度など社員の働き甲斐を引き出すことで、社員



の会社に対するロイヤリティを高めている点が印象的でした。

2日目は、ヤマハ株式会社イノベーションロードを視察しました。「見て」「聴いて」「触れて」体感できる展示を通じ、創業から現在に至る長い歴史の中で、常に新たな挑戦を続けてきた企業の姿勢を感じることができました。技術やノウハウ、感性を活かし、人々の心に響く新たな価値を提案し続けている点が特に印象に残りました。また、挑戦し続ける企業風土が、社員のやりがいや誇りに繋がっていることも確認できました。

今回の「健康経営」視察研修を通じて、どちらの企業も労働環境の改善だけでなく、社員のモチベーションを向上させることが、社員自らが会社をより良くするために積極的に行動する原動力になっていると感じました。

また当日は天候にも恵まれ、懇親会ではたきや漁といったアトラクションも楽しみました。今回の視察研修により、青年部会員同士の交流を一層深めることができ、充実した2日間となりました。



## 親子劇場



令和6年8月22日(木)不二羽島文化センターに於いて、親子劇場を開催しました。本事業は小学生を対象とし、観劇を通じて税について親子で楽しく学んでいただける内容で、青年部会において長きにわたり継続している事業となっています。



今年も劇団うりんこによる公演で、今回は「クモばんぼとぎんのくつした」を上演しました。かたつむりに憧れてばかりいるなめくじのニュルルが嫌われることを恐れないクモばんぼと出会い、自分の価値を発見し認めていく話です。観劇を通じ、子どもたちには自己肯定感を高めることや、他者と協力して未来を切り開くことを感じていただけたのではないかと思います。

上演後は、演者の皆さんが劇中のキャラクターのまま、税に関するクイズなど租税教育を行っていただき、子どもたちも楽しみながら税金について学んでいただきました。

会場は約400名の保護者の方で大盛況でした。また今回も女性部会の皆様にご協力いただき、当会の目的である税の啓蒙啓蒙を行うことができましたと思います。



# W

## Women Sectional Meeting

### 女性部会

## 租税教室 小熊小学校



令和6年6月5日(水)羽島市立小熊小学校に於いて、6年生の児童を対象に租税教室を開催しました。

授業では、税金が社会でどのように役立っているのか、税金がなかったらどうなるのか、考えてもらいました。イラストマグネットを使い、身近な消費税を通して「税の使い道」「税の役割」「税の必要性」等について分かりやすく説明し、児童に手を挙げてもらったり、質問に答えてもらうなど、コミュニケーションを取りながら学んでもらいました。

鑑賞したDVDでは、税金の無い世界が描かれており、税金が無かったら、生活はどうなるのかをアニメを通じ想像してもらいました。鑑賞後、改めて税金のことをどのように感じたか発表してもらった。「税金が無くなると世の中大変になることがわかりました」「税金がないと事故や事件などが相次いで起こったり子供の遊ぶところがなくなったりして治安が悪くなるので、税金はあったほうがいいと思いました」等理解が深まった意見を沢山いただきました。授業の最後には、お待ちかねの1億円のレプリカ、約10キロの重さを生徒たちそれぞれに体感してもらい、租税教室を終了しました。



## 租税教室 加納西小学校



令和6年6月7日(金)岐阜市立加納西小学校に於いて、租税教室を開催しました。6年生2クラス57名が、音楽室に集まり税金について勉強してもらいました。

女性部会で手作りしたマグネットを使い、税金の流れと使われ方を、クイズや質問を交えながら分かりやすく説明を行いました。

その後、税金の無い社会を描いたアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」というDVDを観ました。DVDを見る前は、「税金は払いたくない」という意見もありましたが、観終わった後は「税金が無い社会は、ゴミが収集されなかったり、道路や橋が整備されないうままで大変だから税金は必要」と税金への意識の変化がみられました。身近な所では、皆さんが通っている小学校の校舎や体育館、机、椅子、教科書等も税金で賄われていること。義務教育の9年間で一人当たり約921万円という税金が充てられていること。税金はみんなが互いに支えあい、共により良い社会を作っていくための「会費」ということを知っていただきました。





## 租税教室 加納小学校



令和6年6月11日(火) 岐阜市立加納小学校に於いて、6年生50名を対象に租税教室を開催しました。「税金ってなぜ必要なのか」というメインテーマとして、質問やクイズを交えながら「消費税」の行方を説明しました。

途中、税金のない社会を描いたアニメ「マリンとヤマト不思議な日曜日」というDVDを観てもらいましたが、わかりやすい内容で子供達にも理解してもらえました。「消費税」を支払うことが、みんなが無事に暮らすのにどんなに大事か理解できたようです。

最後に一億円のレプリカを持ってもらい、重さや量を体験して感動してもらえました。



## 租税教室 且格小学校



令和6年6月25日(火) 岐阜市立且格小学校に於いて、租税教室を開催しました。

6年生25名と、一番身近な「消費税」の流れと使い方を、女性部会手作りのマグネットシートを活用して勉強しました。税についてのイメージを答えてもらったり、海外との比較をお話しながら、税に興味をもってもらいました。

その後、税金の無い社会を描いたアニメDVDを鑑賞しました。最初は笑いながら観ていましたが、物語が税金の無い社会になると次第に笑い声もなくなり、真剣に見入っていました。

税金が生活のいろいろなところで使われていることや、安全で快適な生活のために必要であると理解を深めてもらえたと思います。

講師の女性部会員は、クイズに対しても児童のみなさんが積極的であり、授業が進行しやすく楽しかったと感じていました。

最後に、小・中学校で使う教科書や机、椅子なども税金が使われているので大切に使うと伝えて勉強してくださいと伝え授業を締めくくりました。



## 公開研修会



令和6年7月12日(金) OKBふれあい会館に於いて、ヘルシーBBプランニング代表の村瀬真里氏を講師にお迎えし、「女性のための健康体操」をテーマに公開研修会を開催しました。

研修会では、村瀬氏の指導のもと1m程のゴムに輪っかを作り、親指をかけ、もう片方の手はゴムの端を持ち固定し、輪っかにかけて腕を外側に開いたり、両手を両耳に付け空をつかむ様にして背伸びをするといった運動を行いました。

全てのエクササイズが、簡単な一連の動作で構成されており、椅子に座りながらでもできる健康体操を実演しながら研修会は和やかに行われました。

健康体操は、「柔軟性向上」「減量」「健康的身体作り」「姿勢」全てに効果があり、健康寿命を伸ばして元気に人生100年を楽しみましょうと講師のお話がありました。

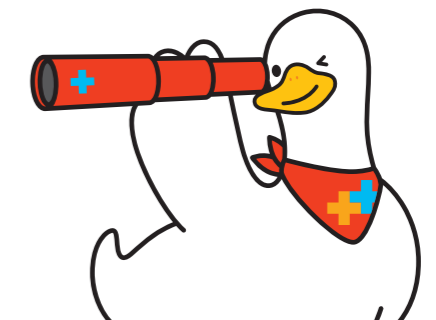
公開研修会は「少しでも生活の中に取り入れよう」「継続は力なり」と思える楽しい研修会でありました。



資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、  
堅実で柔軟な安心を。



### 特長1 増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ 将来、必要な保障にあわせて  
ご希望のコースを選択できます

介護 死亡 医療 年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

### 特長2 備える

万が一のときの死亡保障に加え、  
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で 加入時も、将来コースを選択する際も、  
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

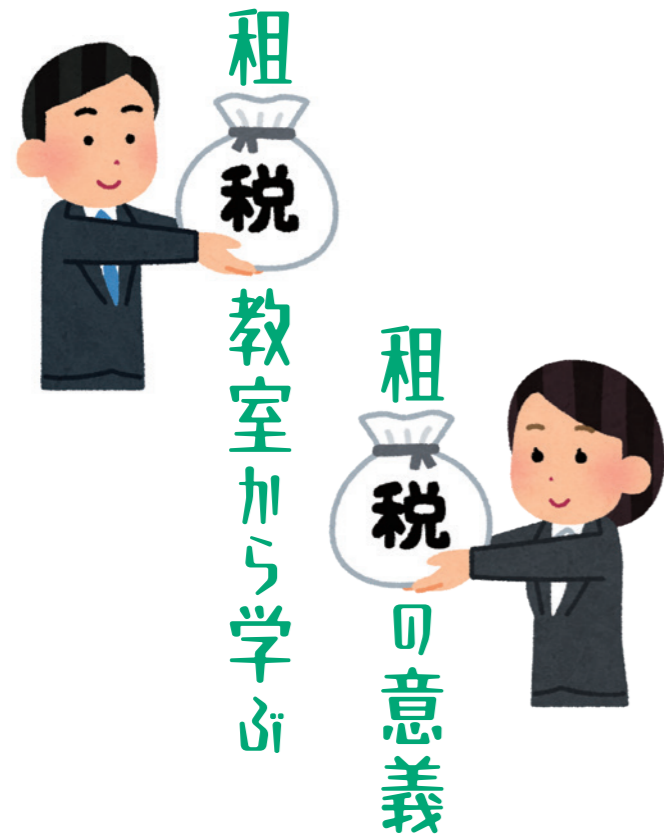
◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社  
**Afiac**  
アフラック  
岐阜支社 〒500-8856 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル13階  
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ! アフラック 法人会 検索







# 税理士 コーナー

名古屋税理士会 岐阜南支部  
税理士 堀部 綾子

こんにちは。今回、税理士コーナーを担当する堀部綾子と申します。

令和2年度より、岐阜南の地域にある小中学校で租税教室の講師をしております。国税庁によると、租税教室は次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が国民各層に広がっていくことを願って開催されるもので、税理士会だけでなく、法人会、青色申告会、税務署、市役所・役場などからも各学校へ講師が派遣されています。この租税教室を通して、私自身も租税について学ぶ機会が多々ありました。

租税法の泰山北斗である故金子宏東京大学名誉教授は、租税について次のように述べています。「租税とは、かかる資金（筆者注：公共サービスの資金）の調達を目的として、直接の反対給付なしに強制的に私人の手から国家の手に移される富の呼称にほかならない」。この中に出てくる「直接の反対給付なし」とは、日常あまり聞きなれない言葉であり、私自身も意味内容をしっかりと理解できていませんでした。しかし、ある中学校で行った租税教室の講義中、「国や地方公共団体が国民へ公共サービスを提供するために集められ、使われているのが税金です。けれど、この公共サービスは、皆さんが考える普通のサービスの内容とは少し違います。普通のサービスは、たくさんお金を払えばより良い

サービスが受けられます。でも、この考え方を公共サービスに当てはめると、税金をたくさん納めた人が、より良い公共サービスを受けられることになり、逆に税金を少なく納めた人は満足な公共サービスを受けられなくなってしまいかねません。それは税金の公平性の面からみると疑問が出ますよね」と話すことがありました。この瞬間、自身で話したこの言葉こそが「直接の反対給付なし」の本質にあたるのではないかと思ったり、感動を覚えた経験があります。

また、税理士として業務を行う時は、各税法に則った税金の計算や顧問先との相談等が主となります。そうすると、業務のゴールは国等に税金を納付するまでとなり、納付後の税金の使い道に関しては、恥ずかしながら無頓着な状況でした。しかし、租税教室では税金の使い道についても児童・生徒へ講義をしなければなりません。むしろ、彼らにとっては税金の集められ方よりも、税金がどう使われているかという話の方が税を身近に感じられるようでした。税に関する業務に携わっておきながら、租税教室を通して初めて「税金は、集めるだけでなく国民へ使われている」という根本的な事実を捉えるきっかけになりました。

最後に金子宏教授は、『租税法理論の形成と解明』の論文で納税意識(tax morale)の向上のために「市民に対し租税の必要性と重要性について不断にそして忍耐よく啓蒙活動をしてゆくことが必要である」と述べています。この論文は租税法の研究自体が黎明期であった1960年代中ごろに執筆されたものです。そのころから租税に係る啓蒙活動の重要性が説かれているのは純粋な驚きであり、更にこの潮流が現在の租税教室にもつながっていると思わずにはいられません。将来の日本を担う若者達へ向けて租税教室を毎年、根気強く継続することは、まさに納税意識の向上のための不断の啓蒙活動に他ならないと考えます。私自身も微力ながら納税意識の向上のため、税理士業務や租税教室の講師を通してその一端を担っていきたくと決意を新たにしました次第です。

## 令和7年度税制改正に関するアンケート結果

公益財団法人 全国法人会総連合

集計期間：3月6日～5月15日到着分  
集計枚数：12,395枚

### ■会員区分

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合計
回答数	1,660	6,109	4,205	11,974
構成比	13.9%	51.0%	35.1%	100%

### ■年齢

	20～40代	50代	60代	70代	80代	合計
回答数	1,810	3,523	4,224	2,224	157	11,938
構成比	15.2%	29.5%	35.4%	18.6%	1.3%	100%

### ■主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合計
回答数	2,184	3,772	2,459	2,405	1,343	12,163
構成比	18.0%	31.0%	20.2%	19.8%	11.0%	100%

### ■資本金

	1千万円以下	1千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円以下	5億円超	合計
回答数	5,902	4,796	917	154	90	260	12,119
構成比	48.7%	39.6%	7.6%	1.3%	0.7%	2.1%	100%

### ■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合計
回答数	2,538	4,402	3,715	978	525	12,158
構成比	20.9%	36.2%	30.6%	8.0%	4.3%	100%

### ■前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	8,538	2,612	991	12,141
構成比	70.3%	21.5%	8.2%	100%

### 問1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集計枚数
回答数	8,356	5,221	7,980	3,933	3,220	2,517	333	12,395
回答率	67.4%	42.1%	64.4%	31.7%	26.0%	20.3%	2.7%	-

※回答率は、回答数を集計枚数(12,395枚)で除した数字である。

### 問2 法人関係／企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっております。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする
- ② 賃上げを検討したい
- ③ 賃上げは難しい
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	5,562	3,444	2,577	507	218	12,308
構成比	45.2%	28.0%	20.9%	4.1%	1.8%	100%

### 問3 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されました。インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となりますが、あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。



- ① 課税事業者であり、登録申請をしている
- ② 免税事業者であったが、登録申請をした
- ③ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
- ④ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ⑤ 登録申請はしない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	11,531	280	53	106	303	59	12,332
構成比	93.5%	2.3%	0.4%	0.9%	2.4%	0.5%	100%

#### 問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい(免税事業者の方は、空欄のままです)。

- ① 取引先が適格請求書発行者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 特に問題なく対応できている
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
回答数	6,740	6,382	6,093	3,988	1,423	2,067	1,454	1,349	316	12,395
構成比	54.4%	51.5%	49.2%	32.2%	11.5%	16.7%	11.7%	10.9%	2.5%	-

#### 問5 消費税／インボイス制度③

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままです)。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- ④ 取引をするかしないかについて検討していない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	5,797	1,545	3,274	899	301	11,816
構成比	49.1%	13.1%	27.7%	7.6%	2.5%	100%

#### 問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ① 子や子以外の親族に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- ② 親族外に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- ③ 後継者は決まっていない(後継者候補に意思を確認していないを含む)
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
回答数	3,964	554	3,317	233	483	2,688	985	12,224
構成比	32.4%	4.5%	27.1%	1.9%	4.0%	22.0%	8.1%	100%

#### 問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	1,502	6,115	3,785	6,336	1,042	12,395
回答率	12.1%	49.3%	30.5%	51.1%	8.4%	-

※回答率は、回答数を集計枚数(12,395枚)で除した数字である。

#### 問8 事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度(特例措置)

令和6年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14,500件であり、制度の利用が伸び悩んでいますが、その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 制度自体を知らない
- ② 内容が複雑すぎてよく分からない
- ③ 認定申請書類等の作成、手続きが煩雑
- ④ 都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間
- ⑤ 納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい
- ⑥ 納税猶予額相当の担保を提供する必要がある
- ⑦ 時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない
- ⑧ 対応してもらえる専門家が少ない
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
回答数	5,313	5,454	4,246	2,699	2,003	848	3,080	713	679	12,395
構成比	42.9%	44.0%	34.3%	21.8%	16.2%	6.8%	24.8%	5.8%	5.5%	-

#### 問9 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われてしています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合計
回答数	3,476	4,018	7,268	3,272	1,374	300	12,395
構成比	28.0%	32.4%	58.6%	26.4%	11.1%	2.4%	-

※回答率は、回答数を集計枚数(12,395枚)で除した数字である。

#### 問10 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 公務員の人員削減および人件費の抑制
- ③ 議員数の削減および歳費の抑制
- ④ 議会のスリム化
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
回答数	4,245	4,365	8,379	3,586	2,296	3,683	2,589	2,831	327	12,395
構成比	34.2%	35.2%	67.6%	28.9%	18.5%	29.7%	20.9%	22.8%	2.6%	-

※回答率は、回答数を集計枚数(12,395枚)で除した数字である。

#### 問11 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われてしています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

- ① 就業調整によって人員が確保できず困っている
- ② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している
- ③ 就業調整による影響はほとんどない
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	2,292	3,496	4,119	903	1,436	12,246
構成比	18.7%	28.6%	33.6%	7.4%	11.7%	100%

#### 問12 社会保険の適用範囲の拡大

従業員101人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者(パート等)は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からは「従業員51人以上」の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 社会保険料の企業負担が増加するので反対である
- ③ わからない
- ④ その他

	①	②	③	④	合計
回答数	4,415	5,065	1,693	1,069	12,242
構成比	36.1%	41.4%	13.8%	8.7%	100%

#### 問13 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%(令和6年度見通し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比)です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

- ① 高すぎる
- ② 現状程度でよい
- ③ 低すぎる
- ④ わからない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
回答数	6,049	4,255	257	1,326	371	12,258
構成比	49.4%	34.7%	2.1%	10.8%	3.0%	100%



# 新会員紹介 令和6年5月21日～令和6年8月20日入会

支部名	法人名	所在地	法人TEL	業種名	紹介者
茜部第二	岐阜県電気工業工業組合	岐阜市茜部寺屋敷2-72-1 3F	058-213-2171	電気・通信工事	(有)ファースト・アクション
茜部第二	(株)山のみえるとこ	◇ 茜部寺屋敷2-116	058-374-7007	福祉事業	(株)Gyt 堀江大典 大同生命保険(株) 佐塚美空
加納東第二	(株)ジョイアス	◇ 城東通3-48	080-6342-9766	労働者派遣・紹介	大同生命保険(株) 江川望美
長 森	CPライン(株)	◇ 東中島3-1-30	058-201-1688	建設業	AIG損害保険(株) 川嶋亮
六条第二	(株)河島装飾	◇ 六条大溝2-3-15	058-273-5180	内装仕上業	大心産業(株) 田中省司
鵜沼第三	旬菜和心 齋	各務原市鵜沼東町7-1-1	058-372-2121	飲食業	(株)大雄 阿部嘉澄 大同生命保険(株) 竹中真貴
陵 南	(株)エピック・トレーディング	◇ 鵜沼朝日町4-215-1	058-370-9677	水産類卸売	ヒーローコンタクト
岐南町北	(株)マロンブックス	羽島郡岐南町三宅1-38 サンライズ栄206号室	058-216-2555	福祉事業	大同生命保険(株) 松村明美
岐南町東	中日工務店	◇ 岐南町平島2-90	058-246-0447	建設業	AIG損害保険(株) 川嶋亮

## 事務局だより

### ■「署長講演会・理事会・幹部研修会・懇談会」ご案内

開催日：令和6年9月25日(水) 14:00～  
会 場：ホテルグランヴェール岐山

### ■「タックスゼミ」ご案内

講 師：福井 眞一氏(名古屋税理士会岐阜南支部)  
開催日：令和6年11月5日(火)  
13:30～15:10 タックスゼミ  
15:10～15:30 税務署からのお知らせ  
会 場：岐阜県金属工業団地(協) 研修センター3階

### ■「簿記研修会」ご案内

講 師：染川 省吾氏(名古屋税理士会岐阜南支部)  
開催日：令和6年11月11日(月)・12日(火)・14日(木)  
13:30～16:00 (12日のみ16:30終了)  
会 場：岐阜県金属工業団地(協) 研修センター3階

### ■「文化講演会」ご案内

講 師：杉本 昌隆氏  
開催日：令和6年11月28日(木) 18:30～  
会 場：じゅうろくプラザ

キリトリ

## 登録内容の変更(変更内容のみ)連絡票

※会員登録事項に変更がございましたら、  
下記に必要事項をご記入の上ご連絡下さい。

法人名	所在地	
内 容	変 更 前	変 更 後
法 人 名		
所 在 地		
代 表 者		
資 本 金	円	円
電 話		
F A X		

(公) 岐阜南法人会 FAX.058-274-1276

## Back Stage

編集後記

昨年に続き猛暑だった夏も夜には虫の声が聞こえ始め、秋の訪れを感じる季節となりました。

広報の作業は地味で根気がいりますが、編集には委員会メンバーが参加し、普段あまり意識していない国語力が求められ、結構よい頭の体操になっています。

今号でも各支部・部会の活動を多く紹介していますが、令和6年10月1日スタートする支部再編に伴い、ともするとマンネリ化に陥りやすい事業を、運営される方々が知恵を絞り思いを込め工夫されている様子が、読者の皆さんに分かりやすく伝わるよう努めました。今後の法人会活動の活性化に繋がれば幸いです。

広報委員会一同

アヴァンティ

Avanti  
みずみ

2024  
秋号  
VOL.38

発行日 令和6年9月15日  
発 行 公益社団法人岐阜南法人会  
発行所 岐阜市加納天神町3丁目12番地  
TEL.058-272-2230 FAX.058-274-1276  
Email: jimmu@gifuminami.jp  
URL: http://www.gifuminami.jp  
編集者 公益社団法人岐阜南法人会広報委員会  
印刷所 安藤印刷株式会社  
羽島郡岐南町みやま3-57-1  
TEL.058-271-9555代 FAX.058-273-7800

## おもいを紙に乗せて



### 安藤印刷株式会社

営業本部  
〒501-6019 岐阜県羽島郡岐南町みやま3-57-1  
TEL.058-271-9555 FAX.058-273-7800  
http://www.abdo-net.com/  
パッケージ事業部  
〒500-8269 岐阜県岐阜市茜部中島2-20-1  
TEL.058-215-1411 FAX.058-215-0014

法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう 企業保障の大きな傘を**

**重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります**

**総合型V Tタイプ**  
(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**大同生命保険株式会社**

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F)  
TEL 058-262-5141

**AIG損害保険株式会社**

岐阜支店/岐阜県岐阜市泉町41(AIG岐阜ビル)  
TEL 058-262-4771

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8





いつもの朝食がごちそうになる。

＼ご注文はこちら／



トースト専用はちみつバター 雪白

<https://akipure.com>

Since 1804  
 株式会社秋田屋本店  
 AKITAYA HONTEN

本 社：岐阜市加納富士町1-1 <https://www.akitayahonten.co.jp>  
 事業所：城南事業所 営業所：東京営業所 工場：薬師工場・洞戸工場・本巣屋井工場

# Challenge 2024 Create New Logistics

2024年へ挑戦する。新しい運ぶを創る。



運ぶ

TRANSPORT

輸送サービス

預かる

COMMIT

物流サービス

助ける

ASSIST

ホームサービス

支える

SUPPORT

便利なサービス

グループの総合力でお客様に喜ばれる物流をご提供します。

■グループ会社

(株)エスラインギフト (株)エスライン九州 (株)エスラインヒダ (株)エスライン羽島 (株)エスライン郡上 (株)エスラインミノ  
 (株)エスライン各務原 (株)エスライン奈良 (株)スリーエス物流 (株)スワロー急送 (株)スワロー物流岐阜

■持株会社

(株)エスライングループ本社

(株)スワロー物流東京 (株)スワロー物流浜松 (株)スワロー物流大阪 (株)スワロー物流上尾  
 (株)スワローセキュリティーサービス (株)スワローロジックス (株)エストピア (株)クリエイト  
 (株)エムアンドエスコポレーション (株)拓進物流



株式会社 **エスライングループ本社**

<https://sline.co.jp>

エスライン